特定非営利活動法人プレーパークむさしの定款

第1章 総則

第1条(名称)

この法人は、特定非営利活動法人プレーパークむさしのという。

第2条(事務所)

この法人は、事務所を東京都武蔵野市境1丁目2番4号パークハウス武蔵野201号泰成堂書店内に置く。

第3条(目的)

この法人は、武蔵野市内にあるプレーパーク(冒険遊び場、以降プレーパーク) や中高生や若者などの居場所づくりなどを通じ、子どもや若者の育ちに寄与す ることを目的とする。

第4条(特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- 1 子どもの健全育成を図る活動
- 2 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 地域安全活動

第5条(事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- 1 プレーパークの運営に関する事業
- 2 子どもの健全育成を行うための教育・研修事業
- 3 子ども・子育て・遊びに関する啓発事業
- 4 プレーパークの普及に関する事業
- 5 中髙生や若者の居場所づくりに関する事業

第2章 会員

第6条(種別)

この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- 1 正会員 この法人の運営に参加する個人
- 2 協賛会員 この法人に賛同し協賛するために入会した個人

第7条(入会)

正会員の入会については、特に条件は定めない。

2 正会員として入会しようとする者は、第3条(目的)に賛同し、代表理事 が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

- 3 代表理事は、前項の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会 を認めなければならない。
- 4 代表理事は第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した 書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条(会費)

会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

第9条 (正会員の資格の喪失)

正会員が次の各号のひとつに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または正会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第 10 条 (退会)

正会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

第 11 条 (除名)

正会員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により正会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会 員に弁明の機会を与えなければならない。

第12条(拠出金品の不返還)

既に納入した会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

第13条(種別および定数)

この会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
 - 2 理事のうち1人を代表理事とする。

第 14 条 (選任等)

理事・監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は理事の互選とする。
- 3 監事は、理事、職員を兼ねてはならない。

第 15 条 (職務)

代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事に事故あるときまたは代表理事が欠けたときは、理事会を開催 し、理事の中からその代役を決め、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に 基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に揚げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の 行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見し た場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5)理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見 を述べること。

第16条(任期等)

役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者 または現存者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その 職務を行わなければならない。

第 17 条(欠員補充)

理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第 18 条 (解任)

役員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の議決により、これを解任 することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に 弁明の機会を与えなければならない。

第19条 (報酬等)

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

第 20 条 (種別)

この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

第21条(総会の構成)

総会は正会員をもって構成する。

第22条(総会の権能)

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2)解散および合併
- (3) 正会員の除名
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) 役員の選任または解任、職務および報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

第23条(総会の開催)

通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

第24条(総会の招集)

総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があった ときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を 記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければ ならない。

第25条(総会の議長)

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第26条(総会の定足数)

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。 第27条(総会の議決)

総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した 事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数 をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条 (総会での表決権等)

各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として 表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席

したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に 加わることができない。

第29条 (総会の議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2)正会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者にあっては、その 旨を付記すること)
- (3)審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名が、記 名押印または署名をしなければならない。

第30条(理事会の構成)

理事会は理事をもって構成する。

第31条(理事会の権能)

理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第32条(理事会の開催)

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

第33条(理事会の招集)

理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の場合にはその日から 14 日以内に理事会を招集 しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載 した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければなら ない。

第34条(理事会の議長)

理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

第35条(理事会の議決)

理事会における議決事項は、第 33 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

第36条(理事会の表決権等)

各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項に摘用について は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決 に加わることができない。

第37条 (理事会の議事録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること)
- (3)審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記 名押印または署名しなければならない。

第5章 資産

第38条(構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第 39 条 (区分)

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の一種とする。

第 40 条 (管理)

この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て代表理 事が別に定める。

第6章 会計

第 41 条 (会計)

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

第 42 条 (会計区分)

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の一種とする。

第 43 条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第44条(事業計画および予算)

この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第 45 条(暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは 代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて 収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 46 条 (予備費)

予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることがで きる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第47条(予算の追加および更正)

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、規定予 算の追加または更正をすることができる。

第48条(事業報告および決算)

この法人の事業報告書、財産目録、賃借対照表および収支決算書など決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総 会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条(臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、 または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散および合併

第50条 (定款の変更)

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所管庁の認証を得なければならない。

第51条 (解散)

この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
 - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の 3以上の承諾を得なければならない。

第52条(清算人の選任)

この法人が解散したときは、代表理事が清算人となる。ただし、合併の場合の解散を除く。

第53条(残余財産の帰属先)

この法人が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く)したときに 残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、総会で議決した者に譲 渡する。

第 54 条 (合併)

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第8章 公告の方法

第55条(公告の方法)

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局および職員

第56条(事務局の設置)

この法人は、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。
- 3 事務局長および職員の任免については、理事会の承認を必要とする。

第57条(組織及び運営)

事務局の組織運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 58 条 (スタッフの雇用)

この法人は、この法人の運営を行うため、スタッフを雇用する。

2 スタッフの任免については、理事会の承認を必要とする。

附則

- 1 この定款は、平成 29 年 10 月 5 日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

代表理事 池田 泰

理事 林 あき

理事 下村 一

理事 足立 惠子

理事 嶋村 仁志

監事 田中 雅文

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人 の設立の日から2010年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の設立の 日から2010年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、理 事会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、次の額とする。

年会費(個人) 3,000円

7 この法人の役員の任期について、2011 年 4 月 25 日の社員総会において、役員の任期を 2011 年 5 月 1 日より 2013 年 4 月 30 日までとする。役員は次のとおりである。

代表理事 池田 泰

理事 下村 一

嶋村 仁志

横山 康子

監事 後藤 肇

付則変更 2017年10月5日